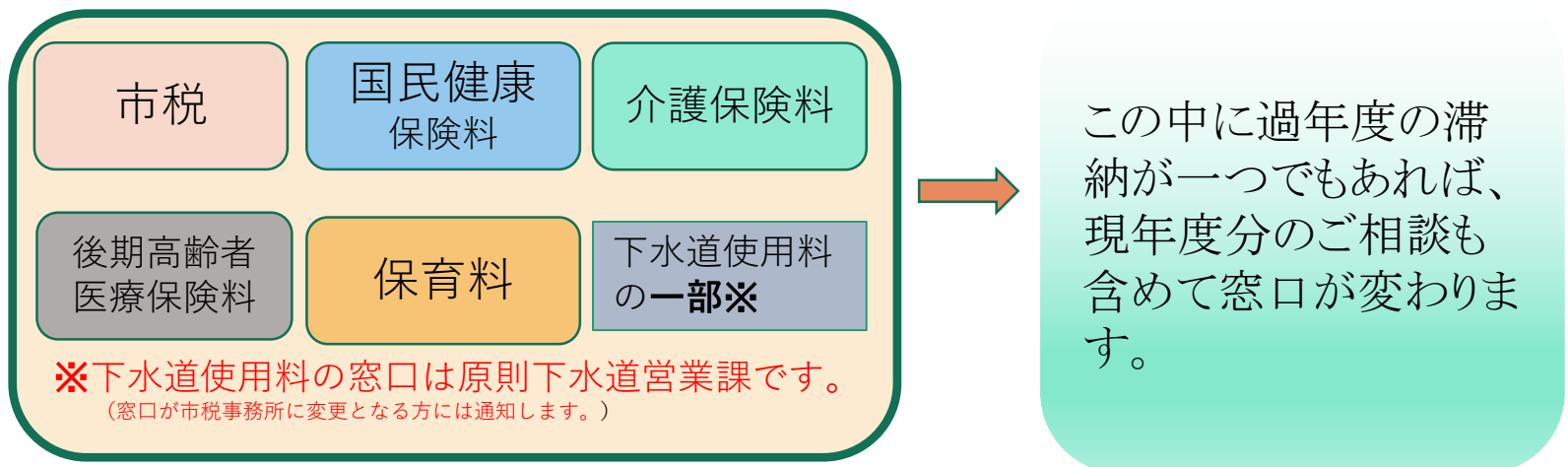


令和2年10月1日から 過年度保険料等を滞納している方の 納付相談の窓口が変わります。

※過年度滞納がない方の相談窓口に変更はありません。

千葉市では、滞納となっている市税や保険料等の納付折衝等を一元的に行うことにより、ご相談が必要な方の利便性と徴収事務の効率性を高めるため、現在、市役所・区役所・保健福祉センター等で行っている国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料の一部の納付相談や滞納整理に関する事務を市税事務所に移します。



(例) 令和2年10月1日時点の場合の納付相談先

